

横浜市立大学伊藤雅俊奨学金要綱

制 定 平成 21 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学（以下「本学」という。）国際商学部の特に優秀な学生に対する、横浜市立大学伊藤雅俊奨学金（以下「奨学金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給額)

第2条 奨学金支給額は、年額250,000円とする。

(対象学生)

第3条 奨学金を支給する学生（以下「奨学生」という。）は、国際商学部の2年次生、3年次生及び4年次生を対象とし、各2名を上限とする。

(選考等)

第4条 奨学生の選考、決定及び表彰、奨学生の資格喪失及びそれに伴う奨学金の返還並びに奨学金の給付は、横浜市立大学成績優秀者特待生制度実施要綱に定める普通特待生の例による。

2 前項の手続きに係る様式は、成績優秀者要綱等に規定する様式を用いることなく、次の各号に掲げる様式を使用する。

- (1) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学金推薦書（第1号様式）
- (2) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学金候補者決定通知書（第2号様式）
- (3) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学金振込申請書（第3号様式）
- (4) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学生誓約書（第4号様式）
- (5) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学生資格辞退届（第5号様式）
- (6) 横浜市立大学伊藤雅俊奨学生資格喪失通知書（第6号様式）

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年7月25日改正）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学金推薦書

横浜市立大学学長

横浜市立大学 _____ 学部長

本学部では、下記の者を_____年次の表彰候補者として推薦します。

所 属	
フリガナ 氏 名	
学籍番号	
(特記すべき事由)	

第 年 月 号
年 月 日

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生候補者決定通知書

(所 属)

(学籍番号)

(氏 名) 様

横浜市立大学学長

あなたは、 年度（ 年次在学中）に優秀な成績をおさめましたので、伊藤雅俊奨学生候補者に決定されました。伊藤雅俊奨学生は伊藤雅俊奨学生振込申請書（第3号様式）の期限内の提出をもって確定し、下記のとおり表彰されるとともに、当該奨学生が給付されます。

《伊藤雅俊奨学生について》

- | | |
|----------|---|
| ◇奨 学 金 | 授業料相当額（250,000円）が一時金として給付されます。 |
| ◇表 彰 | 学長名をもって表彰状を授与します。また、学内掲示等により所属・氏名を公表します。 |
| ◇奨学生の活動 | 奨学生は勉学に励み、他の学生の模範となるよう行動するものとします。
奨学生は、表彰年次（1年間）に学内でのボランティア活動・広報活動といった学内活動等へ積極的に参画・協力するものとします。 |
| ◇資 格 喪 失 | 奨学生は表彰年次に退学又は除籍となったとき、懲戒処分を受けたとき、その他奨学生として適当でないと認められたときは奨学生資格を喪失し、給付された奨学生を全額返還するものとします。 |

- ◇その他 奨学生は伊藤雅俊氏にあてて、受給時及び学年末に礼状を送付するものとします。

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生奨学金振込申請書

(申請先)

横浜市立大学学長

(所 属) _____

(学籍番号) _____ (氏 名) _____

(電話番号) _____

伊藤雅俊奨学生として奨学生として奨学生の給付を申請します。奨学生は下記口座に振り込んでくださいます
よう併せてお願ひいたします。

《振込先口座》

(フリガナ) 金融機関	銀行	支店 出張所	普通預金口座
銀行コード		支店番号	
(フリガナ) 口座名義人		口座番号	

※口座名義人はやむを得ない事情を除き、本人に限ります。

ご記入いただいた情報は、奨学生給付のために利用され、その他の目的には利用されません。

《申請期限》

年 月 日

上記指定日までに申請がないときは、伊藤雅俊奨学生の身分を辞退したものとし、奨学生も給付されませんのでご注意ください。なお辞退される場合は、「横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生資格辞退届（第5号様式）」を各キャンパスで受領のうえ、同期限までに提出してください。

《伊藤雅俊奨学生について》

- ◇奨学生の活動 奨学生は勉学に励み、他の学生の模範となるよう行動するものとします。
奨学生は、表彰年次（1年間）に学内でのボランティア活動・広報活動といった学内活動等へ積極的に参画・協力するものとします。
- ◇資格喪失 奨学生は表彰年次に退学又は除籍となったとき、懲戒処分を受けたとき、その他奨学生として適当でないと認められたときは奨学生資格を喪失し、給付された奨学生を全額返還するものとします。

年 月 日

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生誓約書

横浜市立大学学長

私は、このたび横浜市立大学伊藤雅俊奨学生に選ばれました。つきましては、奨学生として勉学に励み、他の学生の模範となるよう行動します。資格喪失の際は、給付された奨学金を全額返還することを誓約します。

《伊藤雅俊奨学生本人》

所 属 _____

学籍番号 _____ (氏 名) _____

電話番号 _____

上記伊藤雅俊奨学生につきましては、資格喪失の際は給付された奨学金を全額返還することにつき、本人と連帶して保証します。

《保証人（両親又はそれに代わるべき者）》

住 所 〒_____

氏 名 _____ 本人との関係 _____

電話番号 _____

年 月 日

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生資格辞退届

横浜市立大学学長

私は、一身上の都合により、 年度伊藤雅俊奨学生資格を辞退したく、ここに届け出ます。

(所 属) _____

(学籍番号) _____ (氏 名) _____

(電話番号) _____

第 年 月 号 日

横浜市立大学 伊藤雅俊奨学生資格喪失通知書

(所 属)

(学籍番号)

(氏 名) 様

横浜市立大学学長

あなたは、下記の理由により伊藤雅俊奨学生の資格を喪失しましたので、通知します。
つきましては、大学所定の口座に、下記の期限までに奨学金を返還してください。

奨学金 返還額	250,000 円
返還期限	年 月 日
理 由	<input type="checkbox"/> 退学又は除籍となったため <input type="checkbox"/> 学則による懲戒処分を受けたため <input type="checkbox"/> その他伊藤雅俊奨学生として適当でないと認められたため
振込先	